

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

北茨城市長 豊田 稔

市町村名 (市町村コード)	北茨城市 (82155)
地域名 (地域内農業集落名)	関本地区 (小川・才丸・富士ヶ丘・八反・関本上・福田・関本中)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月16日 (第 3 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農地の大部分で稲作が行われており、水田を利用した主食用米からの転作作物としては、飼料用米の耕作が主に行われている。また、小川地区等の山間部では、畜産業も盛んに行われており、それに付随して牧草等の飼料作物の生産も行われている。加えて、法人(2経営体)による畑地を利用したかんしょの栽培も行われている。地域内の耕作状況は、約69%の農地を65歳以上が耕作しており、他地域に比べても担い手を含む耕作者の高齢化が顕著に現れている。また、65歳以上が耕作する農地のうち、後継者不在・不明の農地面積を加味すると現在の担い手等では請負いきれなくなることが懸念される。

そのため、地域内外を問わず、意欲ある農業者を受け入れながら、新たな担い手の確保・育成に取り組むとともに、経営規模の拡大意向がある担い手等を中心に農地の集約化を進めることも重要となる。加えて、後継者不明となっている農地面積も大きいことから、今後も継続して耕作者の後継者の有無等の状況把握に努める必要がある。

山間部を中心にイノシシ等の鳥獣被害や稲作を耕作するうえでの水の問題(水が供給されないなど)や圃場のぬかるみに対する要望が挙げられているため、関係機関と連携して状況把握に努めるとともに、可能な限り対応策を講じる必要がある。

【地域の基礎的データ】

- ①規模縮小などの意向のある農地面積:22.5ha ②65歳以上の農業者の農地面積:158.1ha
③②のうち後継者不在の農地面積:53.8ha ④②のうち後継者不明(意向調査未回答)の農地面積:55ha

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地利用は稲作を主とし、必要に応じて飼料用米等の転作作物の耕作を推進する。また、飼料用米の耕作を推進する際には、畜産農家との耕畜連携の取り組みも推進していく。

畜産やかんしょの生産を主とする法人が地域内で経営規模を拡大する意向を示しているため、水の問題等により耕作が困難な農地を中心に水稻以外で経営規模の拡大を図る経営体へ集約を推進する。加えて、特にかんしょの耕作を進める際には、地権者等の意向を踏まえたうえで、水田の畑地化も検討していく。

農地の集約については、担い手及び地域内の農業を担う者を中心に集約を進めつつ、地域内外を問わず、経営拡大意向のある農業者を募りながら、将来を見据えた農地利用体制を整えていく。

農地・農道・水路の維持管理を要する区域については、多面的機能支払交付金等の補助金活用を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	230.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	226.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地(目標地区作成区域内)を農業上の利用が行われている区域とする。加えて、認定農業者等で、かつ畜産を主とする農業者が利用する畜舎を農業上の利用が行われている区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地の集団化(集約化)については、農地中間管理機構の活用を基本とし、特に地権者から売りたい・貸したい等の要望が出た際には、策定した目標地図を指標に集約を進め、目標地図を策定していない区域については、営農地の近い担い手等へ集約を進めながら集団化の面積を拡大させていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

・経営規模の縮小や離農する意向のある農地所有者については、農地中間管理機構の活用を働きかけ、担い手等への貸付けを進めていく。
・農業委員会(農業委員・農地利用最適化推進委員)と連携し、地域内の農地利用の意向について情報を共有し、農地中間管理機構を通じて担い手等へ農地の集積・集約化に取り組んでいく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

意向調査内では、基盤整備を要望する声は挙がらなかったが、農業の生産効率の向上を図るため、用排水や農道の整備、農地の大区画化などについて、今後要望が出た際には、具体的な協議(土地改良区の設立など)を進められるかも含めて今後検討していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外を問わず、意欲ある農業者を募り、市・農業委員会・常陸農業協同組合・県普及センター・地元農業者等と連携し、相談から耕作の定着までのサポート体制を構築し、新たな担い手の育成・確保を図る。
地域内で飼料作物やかんしょの耕作による経営規模の拡大意向を示す担い手等もいることから、稲作以外の経営体への農地利用も検討していく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

今後も高齢者を中心に常陸農業協同組合のライスセンター(乾燥、粳摺り)や薬剤の空中散布、水稻苗(育苗)の活用の推進も検討しながら、農作業の省力化に繋げていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①被害情報の収集に努めながら、イノシシ等の侵入防止柵の設置を検討する。並行して、猟友会に捕獲協力を依頼するなど、関係機関との連携を図る。
②⑨・収穫後の稲わらを畜産農家で利用し、堆肥を水田に施用する耕畜連携の取組みを推進し、化学肥料の低減を図る。
・地権者の意向を踏まえながら、水の問題等で稲作の耕作が困難な農地を中心に、かんしょ等の畑作物の耕作に向けた畑地化を検討していく。
⑦多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金等の事業を活用し、農地・水路・農道の維持管理を進めていく。